

# 国際日本語教師研究会（I J S）会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は、名称を国際日本語教師研究会（I J S）と称する。

### 第2条（設置）

本会は、一般財団法人国際生涯学習研究財団（以下「財団」という。）が設置する。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

本会は、日本語教師養成講座（以下「講座」という。）及び日本語教師の質的向上を図るとともに、日本語教師、日本語学習者及び日本語教育に関心を持つ人々を幅広く支援する事業を行い、国内外の日本語教育に寄与することを目的とする。

### 第4条（事業）

- 1 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 日本語教師の質的向上のためのセミナー・勉強会の企画・実施
  - (2) 日本語教師養成講座の質的向上のための事業
  - (3) 日本語教育関連情報の発信（求人情報・会報作成・イベント案内等）
  - (4) 毎年6月、12月に会報を発行
  - (5) 四半期毎に定例会の開催（2月、5月、8月、11月）
  - (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第1号から第6号の事業は、国内及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

### 第5条（会員資格）

- 1 本会の会員資格は、以下の通りとする。
  - (1) 財団が主催する講座の受講生
  - (2) 財団が主催する講座を修了した者
  - (3) 日本語教育に関する実務に従事する者、及び関心のある者
- 2 前項第1号から第3号の者は、委員会の承認をもって会員とする。

### 第6条（年会費及び会計）

- 1 本会の年会費は、前条第1項第1号及び第2号の者は1,000円とし、同第3号の者は

- 3, 000円とする。
- 2 会員は、入会時に3年間分の年会費を納める。また、3月を更新月とし、定例会等への参加不参加にかかわらず、3年間分の会費を納めなければならない。
- 3 本会の活動に必要な経費は、会費の収入で賄うものとする。
- 4 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 5 会計年度の決算は、毎年2月の定例会にて会員に報告する。

#### 第7条 (退会)

- 1 第5条第1項第1号の会員が、財団が主催する講座の受講資格を喪失した場合には、自動的に本会を退会することとなる。
- 2 委員会は、本会に不適格と認めた場合には、会員を強制的に退会させることができる。
- 3 本会を自ら退会する会員は、委員会の承認を得た上で、委員会に速やかに届出をする。
- 4 前各項の場合、財団は、既に納められた会費を返金しないものとする。

### 第4章 役員等

#### 第8条 (組織)

- 1 本会には運営のために、以下の役員をおく。

会 長	一名
副会長	一名
委 員	若干名
幹 事	若干名
事 務	若干名
- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長不在の際はその職務を代行する。
- 4 委員会は、会長、副会長、委員及び幹事によって構成され、本会の運営方針等を審議決定する。
- 5 幹事は、定例会等の実務にあたる。
- 6 事務は、会計・広報及び庶務を行う。
- 7 委員会は、年四回開催し、会長がこれを招集し主宰する。
- 8 幹事は、会員の中から選出され委員会の承認を経て決定するものとし、任期は一年とする。

#### 第9条 (総会)

総会は役員及び会員をもって構成する。総会は、会長が招集し、年1回、2月に開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

#### 第10条 (会則の変更)

本会会則は、委員会で検討の上、委員会の決議により実施する。

(附則)

2018年3月1日 施行

2018年4月19日 一部改訂

2018年7月31日 一部改訂